

平成 22 年度定期監査（1）の監査結果に基づき講じた措置

平成 22 年度定期監査（1）の結果に基づき講じた措置について、練馬区長から通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、つぎのとおり公表する。

記

1 指摘の内容

○事務処理および施設管理の適正性の確保について

大泉保健相談所の監査において下記の事実を確認した。

(1) 現金出納簿の不備

収納金があるにもかかわらず、歳入現金出納簿が作成されていなかった。

また、歳出現金出納簿においては、月計行の余白に、点検年月日、署名または押印がなかった。

(2) 手数料収入額の不一致

4 月分の収入額が収納金月報で 98,250 円、納付書で 112,200 円となっており、13,950 円合わなかった。6 月分の収入額が収納金月報で 60,850 円、納付書で 42,750 円となっており、18,100 円合わなかった。

(3) 施設管理上の不具合

外灯柱の錆対策、非常用通路の確保、食品サンプル棚のガラス面フィルム貼りについて、昨年度の監査で指導したにもかかわらず、対策をとっていなかった。

事務処理の適正性を確保するためには、条例、規則および手引等に基づいて執行することが必要である。加えて、会計事故防止の観点から、複数の職員でチェックを行うことも重要である。

については、条例等の遵守は無論のこと、内部牽制が十分に機能するような体制づくりを含め、事務処理の改善に向けて早急に取り組まれない。

また、区民が安全かつ快適に利用できる施設を維持していくことは、優先度の高い区の重要課題である。このことを十分に念頭に置いて、施設管理マニュアル等に基づいた適正な施設管理にも早急に取り組まれない。

○会計事務の適正な執行について

健康部健康推進課の監査において下記の事実を確認した。

健康診査等委託料の一部について、過年度支出が行われていた。

この支出は本来、平成20年度予算で支出すべきものであったが、支払処理の遅延により、平成21年度予算から支出されたものであり、件数で9件、総額で25,426,948円であった。

健康診査等委託料は、単価契約に基づく出来高払いとなっており、実績に応じて、遅延なく支出手続を行うものである。

また、過年度支出は、地方自治法第208条で規定されている会計年度独立の原則を例外的に緩和する措置である。

これらのことを十分に念頭に置いて、会計年度内に支出できるよう事務処理を見直すとともに、会計事務の適正な執行が図られるよう取り組まれたい。

また、今回と同様、過年度に係る経費の支出が予測される場合は、予め財務上の適切な処理をとられたい。

2 講じた措置

○事務処理および施設管理の適正性の確保について（大泉保健相談所）

- (1) 現金の歳入・歳出事務についての監査指摘事項を受けて、練馬区会計事務規則等に基づく歳入・歳出現金の適正な事務処理方法について職員全員で確認したうえ、実施の徹底を図ることにした。

歳入現金出納簿については、未整備の状態でご不適切な事務となっていたため、会計事務の手引き等に基づいて整備し、日々の収納金受払の記録および内容の定期的な点検を実施するよう改善した。また、歳出現金出納簿については、毎月の点検時において、月計行の余白への点検年月の記載および点検者の押印を実施するようにした。

- (2) 収納金月報作成にパソコンを利用しており、集計機能の不具合等による集計金額の誤りが発生していたが、職員の書類のチェックが不十分だったために確認できていなかった。

書類のチェック漏れ等による会計事故の発生を防ぐため、組織としてチェック態勢の見直しを図り、複数の職員によるチェックを実施することとした。

- (3) 施設の維持管理については、今回指摘された不具合事項を含め、安全・安心の観点から施設の再点検を実施し、避難通路の確保については、既に改善した。その他の不具合事項についても、再点検の結果も踏まえ、工事等により改善することとし、準備を進めており、本年中に改善する予定である。今後も、定期的な施設点検、計画的な維持補修を行いながら、適正な施設管理に努めていく。

○ 会計事務の適正な執行について（健康推進課）

平成20年度の医療制度改正に伴い、保険者に40歳から74歳の被保険者、被扶養者を対象に特定健診・保健指導の実施が義務付けられた。

特定健診の実施に伴い、健康診査委託料（基本健診分）の費用決済を東京都国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に委託することとした。この費用決済には、健診結果を電子化したうえで請求する必要がある。また、健康診査委託料（上乘せ健診分）は、区に直接請求することとした。

過年度支出となった原因は、第一に、区と国保連の両方に請求する必要があったこと、第二に、平成20年度は初年度だったため、電子化に時間を要したこと、第三に、健診実施期間を3月末までとしたことにより、各医師会が実施医療機関からの健診結果を取りまとめる日数を確保することができなかったことがあげられる。

平成21年度は、健診実施期間を3月15日までにして、各医師会から出納整理期間内に請求が可能となるように改善策を講じた。また、区と国保連の両方への請求を国保連のみで済むように変更した。さらに、平成22年度は、健診実施期間を11月末までとしたので、今後このような事態は発生しないと考えている。

なお、今回のような事態が発生しないように、受託者に注意を促すとともに請求状況を把握することとする。万が一、今回のように過年度に係る経費の支出が発生する場合には、繰越支出の方法について、関係各課と事前に協議を行うなど、迅速に対応できる体制を構築していきたいと考えている。